

○総務省令第五十一号

国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第五十八号）の施行に伴い、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表及び地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第五条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月二日

総務大臣 高市 早苗

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>(法別表第九号の総務省令で定める事務)</p> <p>第九条 法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇十六 略〕</p> <p>十七 国民健康保険法施行規則第七条第一項(同令第七条の三において準用する場合を含む。)        )の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同令第七条第二項        (同令第七条の三において準用する場合を含む。)        )の規定による被保険者証若しくは被保険        者資格証明書の受領、同令第七条第三項(同令第七条の三において準用する場合を含む。)        )の規定により返還される被保険者証若しくは被保険者資格証明書の受領、同令第七条第四項        (同令第七条の四第六項において準用する場合を含む。)        )の規定による申請の受理若しくは        その申請に係る事実についての審査、又は同令第七条第五項(同令第七条の四第六項におい        て準用する場合を含む。)        )の規定による確認</p> <p>十八 国民健康保険法施行規則第七条の二第二項(同令第七条の三において準用する場合を        含む。)        )の規定による被保険者証若しくは被保険者資格証明書の提出の求め及び受領又は同令        第七条の二第三項(同令第七条の三において準用する場合を含む。)        )の規定による被保険者        証若しくは被保険者資格証明書の検認若しくは更新若しくは交付</p> <p>十九 国民健康保険法施行規則第七条の四第一項の規定による高齢受給者証の交付、同条第二        項の規定により返還される高齢受給者証の受領、同条第三項において準用する同令第七条の        二第二項の規定による高齢受給者証の提出の求め及び受領、同令第七条の四第三項において        準用する同令第七条の二第三項の規定による高齢受給者証の検認若しくは更新若しくは交付        、同令第七条の四第四項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審        査、同条第五項の規定による高齢受給者証の受領又は同令第七項の規定により返還される高        齢受給者証の受領</p> <p>〔二〇四十八 略〕</p>	<p>(法別表第九号の総務省令で定める事務)</p> <p>第九条 法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇十六 同上〕</p> <p>十七 国民健康保険法施行規則第七条第一項(同令第七条の三において準用する場合を含む。)        )の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同令第七条第二項        (同令第七条の三において準用する場合を含む。)        )の規定による被保険者証若しくは被保険        者資格証明書の受領又は同令第七条第三項(同令第七条の三において準用する場合を含む。)        )の規定により返還される被保険者証若しくは被保険者資格証明書の受領</p> <p>十八 国民健康保険法施行規則第七条の二第二項(同令第七条の三において準用する場合を        含む。)        )の規定による被保険者証若しくは被保険者資格証明書の提出の求め及び受領又は同令        第七条第三項(同令第七条の三において準用する場合を含む。)        )の規定による被保険者証若        しくは被保険者資格証明書の検認若しくは更新若しくは交付</p> <p>十九 国民健康保険法施行規則第七条の四第一項の規定による高齢受給者証の交付、同条第二        項の規定により返還される高齢受給者証の受領、同条第三項において準用する同令第七条の        二第二項の規定による高齢受給者証の提出の求め及び受領、同令第七条の四第三項において        準用する同令第七条の二第三項の規定による高齢受給者証の検認若しくは更新若しくは交付        、同令第七条の四第四項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審        査、同条第五項の規定による高齢受給者証の受領又は同令第六項の規定により返還される高        齢受給者証の受領</p> <p>〔二〇四十八 同上〕</p>
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。